

議会議案第2号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年6月15日提出

提出者

奈良市議会議員 森 岡 弘 之

賛成者

奈良市議会議員 土 田 敏 朗

同 北 良 晃

同 伊 藤 剛

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）」を付し、附則第1項の次に次の1項を加える。

（議員報酬の額の特例）

- 2 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年7月1日から令和3年3月31日まで、議会の議員の報酬月額を10%削減しようとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略</p> <p>(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p><u>2</u>・<u>3</u> 略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略 <u>(議員報酬の額の特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。</u></p> <p>(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p><u>3</u>・<u>4</u> 略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>5</u> 略</p>